

愛知地方最低賃金審議会

第1回愛知県製鉄業、製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年9月20日(金) 午後1時30分～午後3時50分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 愛知労働局北大会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木部会長、水野部会長代理、中山委員

(労働者代表委員) 寺田委員(テレビ会議参加)、山本委員

(使用者代表委員) 岡安委員、北島委員、竹内委員

(事務局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、久保賃金調査員

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県製鉄業、製鋼・圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の運営について
 - (3) 令和6年度愛知県製鉄業、製鋼・圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
 - (4) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

それでは、定刻より少し早いですけれども、ただ今より、第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、当部会の業種名につきましては以降、「鉄鋼業」と略称にて呼ばさせていただきます。本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局のほうで進行させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.13を配付させていただきます。御確認いただいて不足等がありましたら、事務局までお申し出ください。また、専門部会委員任命辞令につきましては、机上配付の資料の中に入っておりますので御確認の程よろしくお願ひしたいと思います。なお本日、傍聴の希望はありませんでしたので併せて御報告させていただきます。

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料No.1として、今年度御審議いただく委員の皆様の名簿を配付しております。名簿は敬称を省略し、五十音順にて掲載させていただきます。

こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、紹介とさせていただきます。

公益代表委員、鈴木進也委員、中山徳良委員、水野有香委員、続きまして労働者代表委員、近藤陽彦委員、寺田昭委員、山本圭介委員、使用者代表委員、岡安良康委員、北島信夫委員、竹内俊二委員です。

事務局として労働基準部長の高橋、賃金課長平井、主任賃金指導官鈴木、賃金課長補佐名倉、賃金指導官大口、監督官の佐藤、賃金調査員久保、そして私、賃金指導官の佐藤が出席しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は、近藤陽彦委員が御欠席で、2名の委員が出席され、審議会場にお越しになっていない寺田委員につきましてはリモートによる御参加を希望しています。使用者代表委員は、3名の委員全員が御出席となっております。委員定数9名中、リモート含めて8名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、第1回鉄鋼業専門部会開催にあたりまして、労働基準部長の高橋より御挨拶申し上げます。

○高橋労働基準部長

改めて労働基準部長の高橋と申します。本日、御出席の皆様方におかれましては、日頃より労働行政の推進に格別の御理解、御協力を賜っておりますことにつきまして、まずは御礼を申し上げます。また、本専門部会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

皆様方には、御多忙の中、これから賃金額の具体的な審議のほうについてお願いさせていただきたいと思っております。事務局といたしましては、円滑な審議が進みますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤賃金指導官

それでは議題に入ります。議題「(1) 部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

(委員承認)

○佐藤賃金指導官

それでは、選出方法について御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果を御報告いたします。本専門部会につきましては、部会長に、鈴木進也委員、部会長代理に、水野有香委員が選出されたとの御報告を受けております。御承認いただけますでしょうか。

(委員承認)

○佐藤賃金指導官

それでは御承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

(名札を置く)

○佐藤賃金指導官

それでは、ここで、鈴木進也部会長から御挨拶をいただきます。鈴木部会長よろしくお祈いします。

○鈴木部会長

ただ今、部会長に選任していただきました鈴木進也と申します。よろしくお祈いいたします。私のほうは、昨年に引き続き部会長の役を仰せつかっております。昨年同様、真摯な議論を期待しております。よろしくお祈いいたします。

○佐藤賃金指導官

それでは、以後の議事進行を鈴木部会長にお願いしたいと存じます。鈴木部会長、よろしくお祈いいたします。

○鈴木部会長

それでは議事に入ります。本日は第 1 回目の専門部会となりますが、専門部会
は本日を含めて 3 回の審議が予定されております。全会一致での結審を目指して

丁寧な審議を務めてまいりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、議題（２）「愛知地方最低賃金審議会愛知県鉄鋼業最低賃金専門部会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

専門部会の運営について御説明いたします。

会議次第とともにお配りしました資料No.2、「専門部会運営規程（案）」をご覧ください。愛知県特定最低賃金専門部会は常設の部会ではございませんので、運営規程についても部会設置の都度、御確認をいただくこととなっています。

まず、運営規程（案）の第1条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によると定めています。第2条では、専門部会の委員数を定めています。第3条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めるとき、又は3人以上の専門部会委員からの開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただし、第1回目の会議については、部会長が選出されておられませんので、労働局長が招集することとなります。

第4条第1項では、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるテレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができるとし、第2項では、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとしています。第5条第1項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨を定め、第2項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第3項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとなっています。第6条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合については、部会長が会議を非公開にすることができるとされています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるかとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとされています。第9条は専門部会の廃止

に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第 10 条は専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は専門部会の議決に基づき部会長が定める旨規定しています。第 11 条は規定の改廃は審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨定めています。附則は施行期日に関する規定です。運営規程(案)の説明は以上でございます。

○鈴木部会長

ただ今の事務局からの説明に対し、御質問等ございますでしょうか。

○中山委員

一つよろしいでしょうか。

○鈴木部会長

はい。

○中山委員

第 4 条の第 4 項で「委員は、旅行その他の事由によって長期不在となる時は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。」と書いてあるのですが、3 項があれば 4 項はいらないのではと思うのですが、何でこんな規程があるのですか。

○高橋労働基準部長

おそらく、3 項は単発的にもともと会議の予定があったときに、出れないことを規定しておりまして、4 項はあらかじめ不在になるような場合、それはあらかじめ届け出してください、それによって会議の日程調整をしたい、多分そういうような形で使い分けているのかなと思います。

○中山委員

日程調整して、この委員会の日時が決まっているので、この規程はいらないのではないかと思います。

○高橋労働基準部長

事実上は、そうであると思います。

○中山委員

本審にもあるのでしょうか。この規程が。本審にはなかったような気がします。

○平井課長

ちょっと確認しないとわかりません。

○中山委員

まあ、今日どうこうということでは勿論ないのですけれども、何でこれだけあるのか、疑問です。

○鈴木部会長

そうしましたら、特段これで支障が生じることはないと思いますので、とりあえずここはこれで残すことにして、来年以降の宿題としましょうか。

○中山委員

それで結構です。

○鈴木部会長

他に御質問、御意見等ございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

そうしましたら、ただいま説明していただいた運営規程の内容について御承認いただけるということでしょうか。

(異議なし)

○鈴木部会長

そうしましたら、御承認いただきましたので、この(案)をとり、附則の施行日

を本日、令和 6 年 9 月 20 日と記入いただき、正本の運営規程とし、この運営規程により部会を運営していくことといたします。

それでは、承認された運営規程に基づき、部会長としてテレビ会議システムを利用する方法により寺田委員の出席を認めます。事務局は必要な機器操作を行ってください。

(システム回線接続)

○ 鈴木部会長

寺田委員の声も聞こえておりますので、それでは改めて進めたいと思います。

次に、運営規程第 5 条 3 項では、「専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。」と規定していますが、労働者代表委員は参考人からの意見聴取について、いかがでしょうか。

○ 寺田委員

特に、予定しておりません。委員のメンバーでやらさせていただきます。

○ 鈴木部会長

了解しました。続きまして、使用者代表委員のほうは、いかがでしょうか。

○ 岡安委員

特に、こちらありません。

○ 鈴木部会長

はい、分かりました。労働者側、使用者側いずれも、現時点では意見聴取はないとのことですので、審議の過程で、参考人からの意見聴取を希望される場合は、申し出ていただきますようお願いいたします。

続きまして、議題「(3) 令和 6 年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」です。まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○ 平井賃金課長

本日お配りしました資料 No. 3 以降について御説明申し上げます。

資料 No. 3、「令和 6 年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」でございます。

本年6月24日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚にまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。

表の一番左の列「産業分類」をご覧ください。一番上の段の産業分類番号E221、E222、E223が本日の専門部会の業種である鉄鋼業となります。表を右の方へ見ていただきますと、①の申出ケースの項目から③受理年月日の項目までの内容を記載しています。①の「協約による最低額」の列がごさいますが、後ほど、詳細に説明させていただきますが、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。鉄鋼業については時間額として1,130円と記載されています。今年度鉄鋼業における特定最賃を御審議していただくにあたっては、これが上限の金額ということになります。なお、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

次の5ページ、資料No.4「令和6年度特定最低賃金の審議の流れ」は審議の流れをフローチャートで示したものです。紙面の中央に、「516回改正、新設の必要性の有無の答申（2業種必要性有）」と囲みをご覧ください。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問（2業種）」と記載されており、右への矢印が「2業種専門部会設置」に繋がっています。そこからさらに下向きの矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年8月5日の本審で2業種について、金額改正の諮問がされましたので、本日を含め、該当2業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。先ほどご覧いただいた資料3において、5業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち3業種については特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論に至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました2業種のみということになります。専門部会にて金額の調査審議の後、先ほどのグレーの網掛けの左への矢印で、本年10月16日開催予定の第518回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をいただく予定となっています。答申後は、公示を行い、異議申出があれば、11月1日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出をされておられません。その後官報公示を行い、30日経過後の12月16日に指定日発効を予定をしています。

6ページの資料No.5は、鉄鋼業最低賃金適用早見表です。特定最低賃金の適用対象業種に対応する、日本標準産業分類を早見表にしています。

次の7ページ資料No.6は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和6年度版です。この表は、平成26年度から本年度までの愛知県最低賃金と昨年度までの特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

次の8ページの資料No.7は、鉄鋼業最低賃金（時間額）の推移です。上段の表は、平成23年からの鉄鋼業最低賃金の推移で、3つのグラフは上から順に、時間額の推移、引上額の推移、引上率の推移となっています。

9ページの資料No.8は、令和6年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は17,110人、事業所数は、1,463事業所となっています。

次の10ページ資料No.8-(1)は、鉄鋼業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別での賃金分布を一覧表にしたものです。10ページの表の中に、現在の鉄鋼業の最低賃金1,059円の欄の上に青い線を引いてありますが、線のすぐ上が特定最低賃金を下回る1,058円以下の労働者数です。14人（1.1）とご確認いただけるかと思います。カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。

次の14ページ資料No.9は、鉄鋼業における未満率・影響率の推移です。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり1,059円未満の労働者数の割合は1.1%と説明させていただきましたが、この数値が令和6年度における未満率ということになります。未満率・影響率については表及びグラフで経年変化を示しております。影響率は、最低賃金を改定した場合にその改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和6年度はこれから御審議いただきますので現時点では定まった数値はありません。

次の15ページ資料No.10は、鉄鋼業に係る特性値の推移です。表の下には時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値等を示しています。中位数、分位数については脚注を記載しております。

次の16ページ資料No.11は、全国の鉄鋼業関係の最低賃金改定状況を一覧表にしたものです。発効日をご覧くださいと各局で異なっていますが、日付の古いものの中には、その後改正されず地賃を下回っているものもあります。

次の17ページからの資料No.12は、愛知労働局職業安定課が8月30日付けで発表した令和6年7月分の雇用情勢です。「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。有効求人倍率は、1.26倍で、対前月ではマイナス0.01ポイントとなっています。昨年同時期との比較については、次のページの上段に1年間の推移が折れ線グラフとして掲載されています。有効求人倍率は、昨年7月が1.36倍ですので、今年7月はマイナス0.1ポイントということになります。新規求人倍率は2.36倍で、対前月はプラス0.04ポイントとなっています。昨年7月は2.41倍でしたので、今年7月との比較では、マイナス0.05ポイントとなります。

19ページになりますが、全国の本年7月の有効求人倍率は1.24倍で、愛知は0.02ポイント全国を上回っています。また全国の新規求人倍率は2.22倍で、愛知は0.14ポイント全国を上回っています。この資料には表4（22ページ）として、「新規求人の主要産業別状況」が掲載されています。鉄鋼業は製造業の上から7番目、真ん中あたりに示されておりま

す。次の29ページ資料No.13は、「最近の管内総合経済動向」です。これは中部経済産業局が発表したものです。こちらは中部経済産業局管内、愛知・岐阜・三重・石川・富山5県の本年6月までの経済動向をまとめたものです。

30ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は、緩やかに持ち直している。」とされています。

31ページには「判断の推移」が表として掲載されており、左端の「主要業種の生産動向」に掲載業種の一番下に、鉄鋼の生産動向が示されています。2024年1月は「緩やかに持ち直している」、2月から6月まで5か月間連続で「横ばいとなっている」とされています。

37ページには(6)として2020年を100とする鉄鋼の生産指数の推移を示すグラフが掲載されています。

最後に、地域別最低賃金と特定最低賃金の関係について、少し詳しく御説明いたします。

労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は、関係労使が合意した協約額を基礎として、これを上回る決定はできないこととされています。その理由ですが、協約額を超えて法定最低賃金を決定することは、関係労使が合意した協約を無効とってしまうからであります。

特定最低賃金のうち、特に労働協約ケースについては、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている産業」について設定されるものであるため、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。この場合、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となります。仮に、この額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使、少なくとも使用者側の意向に反するものと考えられます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最下限の協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたいものであり、協約の最下限が金額審議における事実上の上限となるものと考えべきであります。

以上のことから、本年度の鉄鋼業最低賃金額の上限は、資料No.3「令和6年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」から、労働協約による最低額である「1,130円」までとなります。

そして、先ほども説明しましたが、最低賃金法第16条の規定により、特定最低賃金は、「地域

別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされ、愛知県最低賃金額 1,077 円を上回らなければなりません。従って、労働協約による最低額と地域別最低賃金額の関係から、1,077 円を超え、かつ、1,130 円以下でなければならないこととなります。資料の説明は以上でございます。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、御質問等がございますでしょうか。

○中山委員

はい、質問があります。

○鈴木部会長

はい。

○中山委員

資料 No8 の最低賃金に関する基礎調査なのですが、無作為抽出されて 2,854 の事業所に調査したとあるのですが、このうち鉄鋼関係は何社になるかとか分かるのでしょうか。どこかに出ているのでしょうか。

○平井賃金課長

鉄鋼関係は、10 ページの総括表のところで記載しております。

○中山委員

人数は分かるのですが、

○平井賃金課長

何社かは、確認したら、また改めて報告します。

○中山委員

分かりました。

○岡安委員

一つよろしいでしょうか。

○鈴木部会長

はい、どうぞ。

○岡安委員

資料 No4 の審議の流れについてでございますけど、これは大変分かり易いものではありますが、ここにもあるとおり予定を含むとあるとおりですね、法律の建前ですと原則の日数で全て、いわゆる最短の日数で記載しているということで、場合によっては別に定めることも可能というふうに、例えば最低賃金法の 19 条の 2 にありますと、実際の発効日は公示の日から 30 日を経過した日、公示の日から起算して 30 日を経過した日の後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日というふうにあるとおり、別に定めることも可能という認識でよろしいですか。

○平井賃金課長

法律的には可能であると思いますが、従来から愛知県等において発効日は 12 月 16 日でやっているというのは、慣例として続いているという状況がございます。官報公示してその 30 日経過後の発効というのが基本ではございます。

○岡安委員

分かりました。そこの確認だけですので。

○鈴木部会長

よろしいですか。他に、ございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

それでは、鉄鋼業最低賃金の改正の調査、審議に向けまして、労働者側、使用者側それぞれから基本的なお考えを伺いたしたいと思います。

まず、労働者代表委員、お願いいたします。

○山本委員

私のほうからは、取り巻く状況、並びに労働者側の主張について述べさせていただきます。

まず、取り巻く状況につきましては、長期化するロシア・ウクライナ情勢、あるいは中国経済の低迷、また、資源エネルギー価格の高騰といった影響もありまして先行き不透明感はありますけれども、一方でインドや新興地域における幅広い成長見通しもございまして鉄鋼産業の見通しとしては横ばい圏内で推移するものと認識をしております。

足元の鉄鋼事業につきましては、建設業・製造業といったところでは資材高あるいは人手不足などによりまして、鋼材需要量は減少の見通しでありまして、自動車部門につきましては、当初は受注残の解消分もあるといった予想から、前年度比で増加する見通しとなっておりましたけれども、今年度上期におきましては型式問題を受けて本格的な生産レベルへの回復には至っていないというところがございます。下期につきましても不透明感が拭えない状況と認識をしております。

次に、今年度の春闘結果についてでありますけれども、連合愛知が公表いたしました2024年春季労使交渉の集計としまして、平均賃上げ率は5.27%という結果となっております。中小企業におきましても4.83%と比較可能な2013年以降では最も高い水準の結果となっております。とりわけ愛知県の鉄鋼業の賃上げ率につきましては、全体で10%を超える、これまでにない結果となっております。

鉄鋼産業は日本の製造業を支える基幹産業でありまして、また長期能力蓄積型産業として優秀な人材の確保と定着を図ることで、将来にわたって発展する産業でもございます。まあ、しかしながら近年、金属産業自体が就職に選ばれない産業となってきておりまして、とりわけこの愛知県におきましては自動車産業を中心とした製造業が集積する地域であることから、愛知県内の鉄鋼業において人材確保は大変難しい状況となっております。定期採用すら定員割れを起こしている企業も少なくなく人材の確保は鉄鋼労使の喫緊かつ重要な課題と認識をしております。人材確保のために、春闘で大幅な賃上げが行われ、併せて企業内最低賃金も大幅に引き上げておりまして加重平均としては、1,258円まで上昇しておりますので、こうした賃上げの流れを県内鉄鋼業に波及させ格差の改善をしていく観点からも特定最賃の引上げが重要というふうに考えてございます。そして今年度

の愛知県地域別最低賃金は過去最大となります 50 円の引上げということになりました。特定最低賃金の意義、必要性を踏まえますと、この地域別最低賃金以上の引上げ額にしなければ特定最低賃金の優位性が損なわれることになるというふうに考えておりますし、今後の経済回復が期待される中で、産業の将来を見据えた人材の確保、ひいては技術・技能の伝承にも支障をきたすことになるというふうに考えてございます。

こうした状況を踏まえまして労働者側としましては、今年度の改正申出におきまして特定最低賃金額を労働協約ケースの約 8 割が合意をいたします企業内最低賃金額まで引き上げることを、中期的な目標値として取り組んでいくことを申し上げまして労働者側からの説明を終わらせていただきたいと思います。以上よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。続きまして、使用者代表委員のほうからお願いいたします。

○岡安委員

労働者側委員の方から御説明ありましたとおり、企業をめぐる情勢というものにつきましても、各種海外の情勢も影響を受けてはおるものの堅調に推移しつつあるというふうな認識はございます。

私共のほうの春の賃上げの状況は、やはり高水準であるというのは、これは間違いのない、私共の調査でも確認している部分ではございます。ただ、鉄鋼業種ということで申し上げますと少し特殊事情がありまして、旧来 2 年ごとに交渉していた分で昨年度交渉がしていなかった分が今年度の分に上乗せされたかなというふうに思う部分がございますので、こういったところの今までの経過の部分も含めて審議ではしっかりと見ていければと思っております。

また企業の賃上げ高水準になった要因としましては、例年はやはり業績を反映させて賃上げにつなげるというのが、一般的な最も強い要素ではあったのですが、今年は人手確保のために業績に関わらず上げている企業も確認されてございます。やはりこの人手不足というところに対して、企業としては何とかして企業の継続を図るために賃上げをせざるを得なかったというところで、今の支払い能力は必ずしもこの賃上げの状況に追いついてない部分もあるというふうな認識も

ございます。またこの支払能力ということについて申し上げますと、企業の価格転嫁の状況につきまして中小企業庁さんが価格交渉結果、今月もそうなのですけれども、年2回やっている調査におきまして今年の3月の調査を6月に発表しているものから申し上げますと、労務費の価格転嫁の転嫁率40%というのが出てございまして、十分に労務費のほうで価格転嫁できておらず、支払いの原資ができていない企業も多数あるというふうな認識もございます。

こういった状況も踏まえまして、しっかりと企業の支払い能力に見合った水準で引上げていただくことが必要かなというふうに思っております。

また先ほど発効日のことを申し上げましたのは、今いわゆる年収の壁問題ということで、一部の企業の特に非正規の方で扶養の範囲内、年収の壁の範囲内で働きたいという方から時給が上がるとその分就業調整をしたいというふうに労働者の方から申し出て、そのために生産計画のほうを少し見直さなくてはいけない、そういうこともございます。そうしますと年の途中で引き上げるということは、そういった影響もあるということも踏まえた上で、期日のことも含めてしっかりと、企業がしっかりと今後事業継続をしていきつつ業界の発展につながるような形で結論を出せばというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長

はい、どうもありがとうございます。ただ今、労働者側代表委員、それから使用者側代表委員からお考えが示されましたが、お互いに確認したいこと、それから御質問等ございましたらお伺いしますが、何かございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。御質問等ないようですので、そうしましたら一旦休会といたしまして個別の打ち合わせを行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(労使了承)

○鈴木部会長

それでは一旦、本部会を休会といたします。

○佐藤賃金指導官

公益代表委員は、労働者代表委員控室へ向かわれますので、使用者代表委員の皆様は、控室にてしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

それでは、事務局が御案内いたしますので、労働者代表委員の方、次に使用者代表委員の方の順に控室へ御移動をお願いします。

〈 休 会 〉

〈 再 開 〉

○鈴木部会長

それでは、専門部会を再開いたします。

ただ今、個別の打合せにより労使双方からお考えを伺いました。各側より打合せ内容を踏まえまして金額など改めて主張する点および問題点など御意見を伺いたいと思います。まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

我々、基本的に今の考え方としては、先ほど述べさせていただいた考え方と変わっておりません。やっぱり金属産業のために、今年の春闘による賃上げ、中には先ほど山本委員からも述べさせていただいたように企業内最低賃金も上げておるのでその部分も踏まえて、今回申出をさせていただいた労働協約ケースの企業内最低額が1,130円、そちらのほうを希望したいと考えておりますので以上になります。そういう点で様々な状況をしっかりと踏まえつつ今後の議論を進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、使用者代表委員のほうからお願いいたします。

○岡安委員

基本的な考えは冒頭で申し上げたものとは変わりませんが、少し補足させていただきますと人材確保のためには、休日ですとか、各種福利厚生のごも応募者の方、労働者の側からは特に重視されている事項でございますので、この最低賃金ですね、賃金以外の部分にも原資が必要だといったことも含めて検討はしていくべきだということ、また、中小企業の実際の業績ですとか、価格の転嫁状況などを加味した上で昨年の引上げをした 41 円を基準として検討していくべきではないかというふうに考えております。私のほうから以上です。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、最低賃金の金額改正に向けまして労使双方から、お考えを伺いました。お考えにまだ隔たりがございますので本日の金額の合意には至りませんでした。このため、更に審議を重ねたいと思っておりますので継続審議とさせていただきたいと思っておりますが、労使双方そういうことでよろしいでしょうか。

(労使了承)

○鈴木部会長

ありがとうございます。それでは、専門部会は次回へ継続審議といたします。次回も労使協力のもと円滑な審議がなされますようお願いいたします。なお、次回以降に資料の提出、参考人からの意見聴取の希望がある場合は事務局までお願いいたします。先ほど公益委員からお願いしましたとおり、共有できるものがございましたらよろしくようお願いいたします。

続きまして、議題(4)「その他」です。各委員の皆様方、何かございますでしょうか。

(特になし)

○鈴木部会長

よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

事務局よりお伝えします。

次回、第2回専門部会は10月7日（月曜日）10時より、本日と同じこの北大会議室で予定しておりますので、御参加の方よろしくお願いたします。

○鈴木部会長

はい、ただ今の事務局からの連絡に対し、御質問等ございますでしょうか。

（ 特になし ）

○鈴木部会長

よろしいですか。それではこれで本日の審議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

(令和6年9月20日) 第1回愛知県鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録